

○議案第64号 守口市大枝公園の指定管理者の指定について

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、現在、再整備工事中である大枝公園について、平成30年4月の供用開始に向け、指定管理者の公募、選定を行った結果、一般財団法人大阪スポーツみどり財団を当該公園の指定管理者に指定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、大枝公園は再整備により、スポーツや憩いの場として、幅広い市民等による多くの利用が見込まれるところである。よって、公園管理への指定管理者制度の導入は初めてとなるが、効率的な運営や警備などの安全管理はもとより、指定管理者の発意を活かしながら、きめ細やかなサービスが提供され、利用者が快適に利用できる公園となるよう取り組まれないこと。

また、防災公園としての位置付けからも、大規模災害発生時などを見据え、今一度、関係各課が密に連携し、指定管理者との緊急連絡体制などの細部を決定し、有事の際の対応には万全を期されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。